

## 大学図書館近畿イニシアティブ講師謝礼等基準

改定 平成 25 年 3 月 5 日

制定 平成 18 年 9 月 21 日

### (主旨)

- 1 この基準は、大学図書館近畿イニシアティブ（以下「近畿イニシア」という。）が開催する研修会、講演会、シンポジウム等（以下「研修会等」という。）において近畿イニシアが研修会等の講師に支払う謝礼、交通費、宿泊費等（以下「謝礼等」という。）について、原則として適用する。

### (講師の区分)

- 2 研修会等における講師の区分は、次のとおりとする。
  - 1) 大学、短期大学、高等専門学校、研究機関等の教員
  - 2) 上記機関等の教員以外の職員
  - 3) 1)、2) 以外の者

### (謝礼等の支払い額)

- 3 謝礼等の支払い額は、次のとおりとする。ただし、次の1)～3)のうち当該講師から辞退の申し出がある項目は支払わない。
  - 1) 謝 礼 1時間につき1万円、1日の上限を6万円とする（税込み）
  - 2) 交通費 公共交通機関の実費
  - 3) 宿泊費 一泊につき10,000円
  - 4) その他 その他の費用については支払わない

### (謝礼等の支払い対象)

- 4 謝礼等の支払い対象は、原則として次のとおりとする。
  - 1) 謝 礼 第2の1)に該当する者  
ただし、上記以外で支払いの必要が生じた場合には、その理由を明記して能力開発専門委員会から運営委員会に諮るものとする。
  - 2) 交通費 該当者全員
  - 3) 宿泊費 該当者全員

### (雑則)

- 5 この基準を改正する場合は、運営委員会の承認を得るものとする。